

所得税法等の一部を改正する等の法律案参照条文

○資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）による改正後）（抄）

（社員）

第二十六条 特定目的会社（優先出資を発行しない特定目的会社に限る。）の社員は、特定社員とし、優先出資を発行する特定目的会社の社員は、特定社員及び優先出資社員（優先出資を有する者をいう。以下同じ。）とする。

（中間配当）

第十五条 事業年度を一年とする特定目的会社については、一事業年度の途中において一回に限り事業年度中の一定の日を定めその日における社員（当該特定目的会社を除く。）に対し取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）により金銭の分配（以下この款において「中間配当」という。）をすることができる旨を定款で定めることができる。

255 省 略

（他業禁止等）

第九十五条 特定目的会社は、資産流動化計画に従って営む資産の流動化に係る業務及びその附帯業務（対価を得て、当該資産流動化計画に記載され、又は記録された特定資産以外の資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供を行うことを除く。）のほか、他の業務を営むことができない。

2 特定目的会社は、合名会社又は合資会社の無限責任社員となることができない。

（業務の委託）

第二百条 特定目的会社は、特定資産（信託の受益権を除く。以下この条において同じ。）の管理及び処分に係る業務を行わせるため、これを信託会社等に信託しなければならない。

2 省 略

3 特定目的会社は、第一項の規定にかかわらず、特定資産のうち次に掲げる資産については、当該資産の譲渡人又は当該資産の管理及び処分を適正に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者にその管理及び処分に係る業務を委託することができる。

一 不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。）

二 指名債権

三 その他権利の移転に関し、登記その他の手段により第三者に対する對抗要件を備えることができるものとして内閣府令で定める資産のうち、当該特定目的会社が對抗要件を備えたもの

4 省 略

(届出)

第二百二十五条 信託会社等は、受託者として特定目的信託契約を締結するときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 省 略

○証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号) (抄)

第二十四条 有価証券の発行者である会社は、その会社が発行者である有価証券(政令で定める有価証券(以下この条において「特定有価証券」という。))を除く。第一号から第三号までを除き、以下この条において同じ。)が次に掲げる有価証券のいずれかに該当する場合には、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書(以下「有価証券報告書」という。))を、当該事業年度経過後三月以内(当該会社が外国会社である場合には、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内)に、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券が第四号に掲げる有価証券に該当する場合において、その発行者である会社の資本の額が当該事業年度の末日において五億円未満であるとき、及び当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定める数未満であるとき、並びに当該有価証券が第三号又は第四号に掲げる有価証券に該当する場合において有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして政令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 証券取引所に上場されている有価証券

二 流通状況が前号に掲げる有価証券に準ずるものとして政令で定める有価証券

三 その募集又は売出しにつき第四条第一項本文若しくは第二項本文又は第二十三条の八第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けた有価証券(前二号に掲げるものを除く。)

四 当該会社が発行する有価証券(株券その他の政令で定める有価証券に限る。)で、当該事業年度又は当該事業年度の開始の前四年以内に開始した事業年度のいずれかの末日におけるその所有者の数が政令で定める数以上であるもの(前三号に掲げるものを除く。)

② 省 略

第七十六条 協会は、店頭売買有価証券市場を開設しようとするときは、その規則において前条第一項の規定による登録及び店頭売買有価証券に関し、次に掲げる事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。当該規則を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

一 五 省 略

第六十条の十 株式会社証券取引所を子会社(第百三条第四項に規定する子会社をいう。以下この目において同じ。)としようとする者又は株式会社証券取引所を子会社とする会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

い。

② 省 略

③ 前項に規定する場合に、株式会社証券取引所を子会社とすることとなつた会社（以下この条において「特定持株会社」という。）は、特定持株会社となつた日から三月以内に、株式会社証券取引所を子会社とする会社でなくなるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定持株会社が株式会社証券取引所を子会社とする会社であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

④ 省 略

第百五十六条の二 有価証券債務引受業は、内閣総理大臣の免許を受けた株式会社でなければ、営んではならない。

第百五十六条の二十四 証券取引所の会員等又は証券業協会の協会員に対し、証券会社が顧客に信用を供与して行う有価証券の売買その他の取引（以下「信用取引」という。）その他政令で定める取引の決済に必要な金銭又は有価証券を、当該証券取引所が開設する取引所有価証券市場又は当該証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して貸し付ける業務を営もうとする者は、内閣総理大臣の免許を受けなければならない。

② ④ 省 略

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（贈賄）

第百九十八条 第百九十七条から第百九十七条の四までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）

第十八条 何人も、外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあつせんをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

2 省 略

○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十一 省略

十二 委員会設置会社 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会（以下「委員会」という。）を置く株式会社をいう。

十三 十九 省略

二十 単元株式数 株式会社がその発行する株式について、一定の数の株式をもって株主が株主総会又は種類株主総会において一個の議決権を行使することができる一単元の株式とする旨の定款の定めを設けている場合における当該一定の数をいう。

二十一 三十四 省略

(発行可能株式総数)

第一百三十三条 省略

二・三 省略

4 新株予約権（第二百三十六条第一項第四号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が第二百八十二条の規定により取得することとなる株式の数は、発行可能株式総数から発行済株式（自己株式（株式会社が有する自己の株式をいう。以下同じ。）を除く。）の総数を控除して得た数を超えてはならない。

(株式の分割)

第八十三条 省略

2 株式会社は、株式の分割をしようとするときは、その都度、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株式の分割により増加する株式の総数の株式の分割前の発行済株式（種類株式発行会社にあつては、第三号の種類の発行済株式）の総数に対する割合及び当該株式の分割に係る基準日

二 株式の分割がその効力を生ずる日

三 株式会社が種類株式発行会社である場合には、分割する株式の種類

(株式無償割当て)

第八十五条 株式会社は、株主（種類株式発行会社にあつては、ある種類の種類株主）に対して新たに払込みをさせないで当該株式会社の株式の割当て（以下この款において「株式無償割当て」という。）をすることができ、

(株式無償割当てに関する事項の決定)

第八十六条 株式会社は、株式無償割当てをしようとするときは、その都度、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株主に割り当てる株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法

二 当該株式無償割当てがその効力を生ずる日

三 株式会社が種類株式発行会社である場合には、当該株式無償割当てを受ける株主の有する株式の種類

2 省略

3 第一項各号に掲げる事項の決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

（單元未満株式についての権利の制限等）

第八十九条 單元株式数に満たない数の株式（以下「單元未満株式」という。）を有する株主（以下「單元未満株主」という。）は、その有する單元未満株式について、株主総会及び種類株主総会において議決権を行使することができない。

2・3 省 略

（單元未満株式の買取りの請求）

第九十二条 單元未満株主は、株式会社に対し、自己の有する單元未満株式を買い取することを請求することができる。

2・3 省 略

第九十五条 株式会社は、第四百六十六条の規定にかかわらず、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によつて、定款を変更して單元株式数を減少し、又は單元株式数についての定款の定めを廃止することができる。

2・3 省 略

（一に満たない端数の処理）

第三十四条 次の各号に掲げる行為に際して当該各号に定める者に当該株式会社の株式を交付する場合において、その者に対し交付しなればならない当該株式会社の株式の数に一株に満たない端数があるときは、その端数の合計数（その合計数に一に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。）に相当する数の株式を競売し、かつ、その端数に応じてその競売により得られた代金を当該者に交付しななければならない。

一 第七十条第一項の規定による株式の取得 当該株式会社の株主

二 第七十三条第一項の規定による株式の取得 当該株式会社の株主

三 第八十五条に規定する株式無償割当て 当該株式会社の株主

四 第二百七十五条第一項の規定による新株予約権の取得 第二百三十六条第一項第七号イの新株予約権の新株予約権者

五 合併（合併により当該株式会社が存続する場合に限る。） 合併後消滅する会社の株主又は社員

六 合併契約に基づく設立時発行株式の発行 合併後消滅する会社の株主又は社員

七 株式交換による他の株式会社発行済株式全部の取得 株式交換をする株式会社の株主

八 株式移転計画に基づく設立時発行株式の発行 株式移転をする株式会社の株主

2 株式会社は、前項の規定による競売に代えて、市場価格のある同項の株式については市場価格として法務省令で定める方法により算定される額をもつて、市場価格のない同項の株式については裁判所の許可を得て競売以外の方法により、これを売却することができる。この場合において、当該許可の申立ては、取締役が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない。

3・6 省 略

第三十五条 株式会社が株式の分割又は株式の併合をすることにより株式の数に一株に満たない端数が生ずるときは、その端数の合計数（その合計数に一に満たない端数が生ずる場合にあつては、これを切り捨てるものとする。）に相当する数の株式を競売し、かつ、その端数に応じてその競売により得られた代金を株主に交付しなければならない。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。

(募集事項の決定)

第二百三十八条 株式会社は、その発行する新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集新株予約権（当該募集に応じて当該新株予約権の引受けの申込みをした者に対して割り当てる新株予約権をいう。以下この章において同じ。）について次に掲げる事項（以下この節において「募集事項」という。）を定めなければならない。

一 募集新株予約権の内容及び数

二 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨

三 前号に規定する場合以外の場合には、募集新株予約権の払込金額（募集新株予約権一個と引換えに払い込む金銭の額をいう。以下この章において同じ。）又はその算定方法

四 募集新株予約権を割り当てる日（以下この節において「割当日」という。）

五 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めるときは、その期日

六 募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、第六百七十六条各号に掲げる事項

七 前号に規定する場合において、同号の新株予約権付社債に付された募集新株予約権についての第百十八条第一項、第七百七十七

条第一項、第七百八十七条第一項又は第八百八条第一項の規定による請求の方法につき別段の定めをするときは、その定め

2 募集事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。

3 5 省 略

(募集事項の決定の委任)

第二百三十九条 前条第二項及び第四項の規定にかかわらず、株主総会においては、その決議によつて、募集事項の決定を取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）に委任することができる。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる募集新株予約権の内容及び数の上限

二 前号の募集新株予約権につき金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨

三 前号に規定する場合以外の場合には、募集新株予約権の払込金額の下限

2 4 省 略

(公開会社における募集事項の決定の特則)

第二百四十条 第二百三十八条第三項各号に掲げる場合を除き、公開会社における同条第二項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「取締役会」とする。この場合においては、前条の規定は、適用しない。

2 4 省 略

(新株予約権無償割当て)

第二百七十七条 株式会社は、株主（種類株式発行会社にあつては、ある種類の種類株主）に対して新たに払込みをさせないで当該株式会社の新株予約権の割当て（以下この節において「新株予約権無償割当て」という。）をすることができ、

(ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会)

第二百二十二条 種類株式発行会社が次に掲げる行為をする場合において、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあると

きは、当該行為は、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあっては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会。以下この条において同じ。）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。

一 次に掲げる事項についての定款の変更（第百十一条第一項又は第二項に規定するものを除く。）

イ 株式の種類追加

ロ 株式の内容の変更

ハ 発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数の増加

二 株式の併合又は株式の分割

三 第百八十五条に規定する株式無償割当て

四 当該株式会社の株式を引き受ける者の募集（第二百二条第一項各号に掲げる事項を定めるものに限る。）

五 当該株式会社の新株予約権を引き受ける者の募集（第二百四十一条第一項各号に掲げる事項を定めるものに限る。）

六 第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当て

七 合併

八 吸収分割

九 吸収分割による他の会社がある事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継

十 新設分割

十一 株式交換

十二 株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得

十三 株式移転

2 種類株式発行会社は、ある種類の株式の内容として、前項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めることができる。

3・4 省 略

（委員会の権限等）

第四百四条 省 略

2 省 略

3 報酬委員会は、第三百六十一条第一項並びに第三百七十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、執行役等の個人別の報酬等の内容を決定する。執行役が委員会設置会社の支配人その他の使用人を兼ねているときは、当該支配人その他の使用人の報酬等の内容についても、同様とする。

4 省 略

（剰余金の配当に関する事項の決定）

第四百五十四条 株式会社は、前条の規定による剰余金の配当をしようとするときは、その都度、株主総会の決議によつて、次に掲げ

る事項を定めなければならない。

- 一 配当財産の種類（当該株式会社の株式等を除く。）及び帳簿価額の総額
- 二 株主に対する配当財産の割当てに関する事項
- 三 当該剰余金の配当がその効力を生ずる日

2・4 省 略

5 取締役会設置会社は、一事業年度の途中において一回に限り取締役会の決議によって剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限る。以下この項において「中間配当」という。）をすることができる旨を定款で定めることができる。この場合における中間配当についての第一項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「取締役会」とする。

（剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め）

第四百五十九条 会計監査人設置会社（取締役の任期の末日が選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日後の日であるもの及び監査役設置会社であつて監査役会設置会社でないものを除く。）は、次に掲げる事項を取締役会（第二号に掲げる事項については第四百三十六条第三項の取締役会に限る。）が定めることができる旨を定款で定めることができる。

- 一 第六十条第一項の規定による決定をする場合以外の場合における第五十六条第一項各号に掲げる事項

- 二 第四百四十九条第一項第二号に該当する場合における第四百四十八条第一項第一号及び第三号に掲げる事項

- 三 第四百五十二条後段の事項

- 四 第四百五十四条第一項各号及び同条第四項各号に掲げる事項。ただし、配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して

金銭分配請求権を与えないこととする場合を除く。

2・3 省 略

第四百六十六条 株式会社は、その成立後、株主総会の決議によつて、定款を変更することができる。

（事業譲渡等の承認等）

第四百六十七条 株式会社は、次に掲げる行為をする場合には、当該行為がその効力を生ずる日（以下この章において「効力発生日」という。）の前日までに、株主総会の決議によつて、当該行為に係る契約の承認を受けなければならない。

- 一 四 省 略

五 当該株式会社（第二十五条第一項各号に掲げる方法により設立したものに限り。以下この号において同じ。）の成立後二年以内におけるその成立前から存在する財産であつてその事業のために継続して使用するものの取得。ただし、イに掲げる額のロに掲げる額に対する割合が五分の一（これを下回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えない場合を除く。

イ 当該財産の対価として交付する財産の帳簿価額の合計額

ロ 当該株式会社の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額

2 省 略

（株式交換契約の締結）

第七百六十七条 株式会社は、株式交換をすることができる。この場合においては、当該株式会社の発行済株式の全部を取得する会社（株式会社又は合同会社に限る。以下この編において「株式交換完全親会社」という。）との間で、株式交換契約を締結しなければならない。

（株式会社が発行済株式を取得させる株式交換契約）

第七百六十八条 株式会社が株式交換をする場合において、株式交換完全親会社が株式会社であるときは、株式交換契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株式交換をする株式会社（以下この編において「株式交換完全子会社」という。）及び株式会社である株式交換完全親会社（以下この編において「株式交換完全親株式会社」という。）の商号及び住所

二 六 省 略

2・3 省 略

（株式会社が発行済株式を取得させる株式交換の効力の発生等）

第七百六十九条 省 略

2 省 略

3 次の各号に掲げる場合には、株式交換完全子会社の株主は、効力発生日に、前条第一項第三号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 前条第一項第二号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの株式の株主

二 前条第一項第二号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの社債の社債権者

三 前条第一項第二号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権の新株予約権者

四 前条第一項第二号ニに掲げる事項についての定めがある場合 同号ニの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

4 5 6 省 略

（株式移転計画）

第七百七十三条 一又は二以上の株式会社が株式移転をする場合には、株式移転計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株式移転により設立する株式会社（以下この編において「株式移転設立完全親会社」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

二 四 省 略

五 株式移転設立完全親会社が株式移転に際して株式移転をする株式会社（以下この編において「株式移転完全子会社」という。）の株主に対して交付するその株式に代わる当該株式移転設立完全親会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該株式移転設立完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

六 十 省 略

2 3 4 省 略

(株式移転の効力の発生等)

第七百七十四条 省 略

2 株式移転完全子会社の株主は、株式移転設立完全親会社の成立の日に、前条第一項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の株式の株主となる。

3 5 省 略

○投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）

(定義)

第二条 省 略

2 22 省 略

23 この法律において「投資主」とは、投資法人の社員をいう。

24 29 省 略

○協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）による改正後）（抄）

(優先出資者となる時期)

第十三条 募集優先出資の引受人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日に、前条第一項の規定による払込みを行った募集優先出資の優先出資者となる。

一 第六条第一項第三号の期日を定めた場合 当該期日

二 第六条第一項第三号の期間を定めた場合 前条第一項の払込みを行った日

○商法（明治三十二年法律第四十八号）（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）による

改正前）（抄）

第二百二十条ノ六 端株主ハ会社ニ対シ自己ノ有スル端株ヲ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

② ③ 省 略

第二百八十条ノ二十一 株主以外ノ者ニ対シ特ニ有利ナル条件ヲ以テ新株予約権ヲ発行スルニハ定款ニ之ニ関スル定アルトキト雖モ其

ノ新株予約権ニ付テノ前条第二項第一号、第二号及第四号乃至第八号ニ掲グル事項並ニ各新株予約権ノ最低発行価額（無償ニテ発行スル場合ニハ其ノ旨）ニ付第三百四十三条ニ定ムル決議アルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ取締役ハ株主總會ニ於テ株主以外ノ者ニ対シ特ニ有利ナル条件ヲ以テ新株予約権ヲ発行スルコトヲ必要トスル理由ヲ開示スルコトヲ要ス

②・③ 省 略

○保険業法（平成七年法律第百五号）（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）による

改正後）（抄）

第六十二条の二 相互会社は、次に掲げる行為をする場合には、当該行為がその効力を生ずる日の前日までに、社員總會の決議によつて、当該行為に係る契約の承認を受けなければならない。

一 三 省 略

四 当該相互会社（第二款の規定により設立したものに限る。以下この号において同じ。）の成立後二年以内におけるその成立前から存在する財産であつてその事業のために継続して使用するものの取得。ただし、イに掲げる額のロに掲げる額に対する割合が五分の一（これを下回る割合を当該相互会社の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えない場合を除く。

イ 当該財産の対価として交付する財産の帳簿価額の合計額

ロ 当該相互会社の純資産額として内閣府令で定める方法により算定される額

2 省 略

（組織変更株式移転）

第九十六条の八 組織変更をする相互会社は、組織変更の際して、組織変更株式移転（一又は二以上の組織変更をする相互会社が組織変更をするのと同時に組織変更後株式会社（次条第一項第九号に規定する場合にあつては、同号の株式会社を含む。）の発行する株式の全部を新たに設立する株式会社（以下この款において「組織変更株式移転設立完全親会社」という。）に取得させることをいう。）をすることができる。

2 省 略

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案（抄）

（教育、保育等を総合的に提供する施設の認定）

第三条 省 略

2 幼稚園と保育所等とが文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより一体的に設置される施設（以下「幼保連携施設」という。）の設置者は、その設置する幼保連携施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けなければならない。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当する施設であること。

イ 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に定める目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育の実施について当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

ロ 当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した保育を行うこと。

二 保護者の要請に応じた適切な支援を提供し得る体制の下で子育て支援事業を行う施設であること。

三 文部科学大臣と厚生労働大臣が協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準に該当すること。

○私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）

第三条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

○児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）による改正後）（抄）

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児

施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

②～⑦ 省 略

○保険業法（平成七年法律第五号）（保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）による改正後）（抄）

（定義）

第二条 省 略

2～16 省 略

17 この法律において「少額短期保険業」とは、保険業のうち、保険期間が二年以内の政令で定める期間以内であつて、保険金額が千

18～23 省 略

24 この法律において「所屬保險会社等」とは、生命保險募集人、損害保險募集人又は少額短期保險募集人が保險募集を行う保險契約の保險者となるべき保險会社（外国保險会社等を含む。）又は少額短期保險業者をいう。

25・26 省 略
第九十九条 省 略

27 省 略

7 生命保險会社が保險金信託業務を行おうとする場合には、当該生命保險会社は、その方法を定めて、内閣總理大臣の認可を受けなければならぬ。当該認可を受けた業務の方法を変更しようとするときも、同様とする。

8 9 10 省 略

（責任準備金）

第一百六条 保險会社は、毎決算期において、保險契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならぬ。

2・3 省 略

（保險持株会社に係る認可等）

第二十七条の十八 次に掲げる取引若しくは行為により保險会社を子会社とする持株会社にならうとする会社又は保險会社を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣總理大臣の認可を受けなければならない。

一 当該会社又はその子会社による保險会社の議決権の取得（担保権の実行による株式の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）

二 当該会社の子会社による第三条第一項の免許の取得

三 その他政令で定める取引又は行為

2 省 略

3 特定持株会社は、前項の事由の生じた日の属する營業年度の終了の日から一年を経過する日（以下この項及び第五項において「猶予期限日」という。）までに保險会社を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定持株会社が、猶予期限日後も引き続き保險会社を子会社とする持株会社であることについて内閣總理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4・5 省 略

（登録）

第二十七条の二十二 内閣總理大臣の登録を受けた者は、第三条第一項の規定にかかわらず、少額短期保險業を行うことができる。

2 省 略

（事業費等の償却等に関する規定の準用）

第二十七条の十八 第七十二条、第七十三条、第七十五条、第七十六条第一項及び第三項、第七十七条並びに第七十八条から第八十二条までの規定は少額短期保險業者について、第七十四条の規定は少額短期保險業者である株式会社について、それぞれ準用する。この場合において、第七十六条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、第七十一条第一号中「内閣府令で定める保險契約に係

る責任準備金が健全な保険数理に基づいて」とあるのは「保険料が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により算出されているかどうか、責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により」と読み替えるものとする。

(登録)

第二百七十六条 特定保険募集人（生命保険募集人、損害保険代理店又は少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人を除く。）をいう。以下同じ。）は、この法律の定めるところにより、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

(変更等の届出等)

第二百八十条 特定保険募集人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第二百七十七条第一項各号に掲げる事項について変更があったとき。 当該変更に係る特定保険募集人

二 省 略

2 内閣総理大臣は、前項第一号に係る同項の届出を受理したときは、届出があった事項を生命保険募集人登録簿又は損害保険代理店登録簿に登録し、その旨を所屬保険会社に通知しなければならない。

3 省 略

○行政書士法（昭和二十六年法律第四号）（抄）

(登録)

第六条 行政書士となる資格を有する者が、行政書士となるには、行政書士名簿に、住所、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地その他日本行政書士会連合会の会則で定める事項の登録を受けなければならない。

2・3 省 略

○作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）（抄）

(登録)

第七条 作業環境測定士となる資格を有する者が作業環境測定士となるには、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定士名簿に、次の事項について登録を受けなければならない。

一 省 略

○計量法（平成四年法律第五十一号）（抄）

(認定)

第二百一十一条の二 特定計量証明事業（第七十七条第二号に規定する物象の状態の量で極めて微量のもの計量証明を行うために高度の技術を必要とするものとして政令で定める事業をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、経済産業大臣又は経済産業大臣が指定した者（以下「特定計量証明認定機関」という。）に申請して、その事業が次の各号に適合している旨の認定を受けることができる。

一 三 省 略

(登録)

第二百二十二条 経済産業大臣は、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する者を計量士として登録する。

2・3 省 略

○船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）（抄）

(登録及び小型船舶操縦免許証)

第二十三条の五 国土交通大臣は、操縦免許を与えたときは、小型船舶操縦士免許原簿に登録し、かつ、小型船舶操縦免許証（以下「操縦免許証」という。）を交付しなければならぬ。

○海難審判法（昭和二十二年法律第三百二十五号）（抄）

第二十五条 補佐人は、高等海難審判庁に海事補佐人として登録した者の中からこれを選任しなければならない。但し、海難審判庁の許可を受けたときは、この限りでない。

② 省 略

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

(定義)

第二条 省 略

2・3 省 略

4 この法律において「航空保安施設」とは、電波、灯光、色彩又は形象により航空機の航行を援助するための施設で、国土交通省令で定めるものをいう。

5 16 省 略

17 この法律において「航空運送事業」とは、他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう。

18 20 省 略

第十条の二 国土交通省令で定める資格及び経験を有することについて国土交通大臣の認定を受けた者（以下「耐空検査員」という。）

）は、前条第一項の航空機のうち国土交通省令で定める滑空機について耐空証明を行うことができる。

2 省 略

（事業場の認定）

第二十条 国土交通大臣は、申請により、次に掲げる一又は二以上の業務の能力が国土交通省令で定める技術上の基準に適合することについて、事業場ごとに認定を行う。

一 航空機の製造及び完成後の検査の能力

二 航空機の整備及び整備後の検査の能力

三 航空機の整備又は改造の能力

四 装備品の製造及び完成後の検査の能力

五 装備品の修理又は改造の能力

2 省 略

（飛行場又は航空保安施設の設置）

第三十八条 国土交通大臣以外の者は、飛行場又は政令で定める航空保安施設を設置しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 4 省 略

○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）

（登録）

第七十七条の五十八 建築基準適合判定資格者検定に合格した者は、国土交通大臣の登録を受けることができる。

2 省 略

○測量法（昭和二十四年法律第八十八号）（抄）

(測量士及び測量士補の登録)

第四十九条 第五十条又は第五十一条の規定により測量士又は測量士補となる資格を有する者は、測量士又は測量士補にならうとする場合においては、国土地理院の長に対してその資格を証する書類を添えて、測量士名簿又は測量士補名簿に登録の申請をしなければならない。

2・3 省 略

○個人情報保護に関する法律 (平成十五年法律第五十七号) (抄)

(認定)

第三十七条 個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。)は、主務大臣の認定を受けることができる。

一 三 省 略

2・3 省 略

○昭和十八年法律第四十三号 (金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律) (昭和十八年法律第四十三号) (抄)

第一条 銀行其ノ他ノ金融機関 (政令ヲ以テ定ムルモノニ限ル以下金融機関ト称ス) ハ他ノ法律ニ拘ラズ内閣総理大臣ノ認可ヲ受ケ信

託業法 (平成十六年法律第一百五十四号) 第二条第一項ニ規定スル信託業及次ニ掲グル業務 (政令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク以下信託業

務ト称ス) ヲ営ムコトヲ得

一 七 省 略

②・③ 省 略

(銀行持株会社に係る認可等)

第五十二条の十七 次に掲げる取引若しくは行為により銀行を子会社とする持株会社にならうとする会社又は銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 三 省 略

2 省 略

- 3 特定持株会社は、前項の事由の生じた日の属する営業年度の終了の日から一年を経過する日（以下この項及び第五項において「猶予期限日」という。）までに銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定持株会社が、猶予期限日後も引き続き銀行を子会社とする持株会社であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。
- 4・5 省 略

○長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）（抄）

（長期信用銀行持株会社に係る認可等）

- 第十六条の二の四 次に掲げる取引若しくは行為により長期信用銀行を子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第五項第一号（持株会社）に規定する持株会社をいう。以下同じ。）になろうとする会社又は長期信用銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一〜三 省 略

2 省 略

- 3 特定持株会社は、前項の事由の生じた日の属する営業年度の終了の日から一年を経過する日（以下この項及び第五項において「猶予期限日」という。）までに長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定持株会社が、猶予期限日後も引き続き長期信用銀行を子会社とする持株会社であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4・5 省 略

○担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）（抄）

第五条 担保附社債ニ関スル信託事業ハ内閣総理大臣ノ免許ヲ受クルニ非サレハ之ヲ営ムコトヲ得ス

②・③ 省 略

○外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）（抄）

（引受業務の一部の許可）

第十三条 外国証券業者（第七条第一項第二号に掲げる業務の認可を受けた外国証券会社を除く。）は、第三条第二項の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の許可を受けて、その行う有価証券の引受けの業務のうち、元引受契約への参加その他の行為で政令で定めるものを国内において行うことができる。

2・3 省 略

○金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）（抄）

（認可等）

第三十四条の三十四 株式会社金融先物取引所を子会社（第三十四条の二十四第四項に規定する子会社をいう。以下この目において同じ。）としようとする者又は株式会社金融先物取引所を子会社とする会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 省 略

3 前項に規定する場合に、株式会社金融先物取引所を子会社とすることとなつた会社（以下この条において「特定持株会社」という。）は、特定持株会社となつた日から三月以内に、株式会社金融先物取引所を子会社とする会社でなくなるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定持株会社が株式会社金融先物取引所を子会社とする会社であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4 省 略

（免許）

第一百五十五条 金融先物債務引受業は、内閣総理大臣の免許を受けた株式会社でなければ、行つてはならない。

○金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）（抄）

（登録）

第三条 金融業者は、内閣総理大臣の登録を受けた金融会社等でなければ、社債の発行その他の政令で定める方法（以下「社債の発行等」という。）による貸付資金の受入れをしてはならない。

○無尽業法（昭和六年法律第四十二号）（抄）

第三条 無尽業ハ内閣総理大臣ノ免許ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ営ムコトヲ得ズ

②・③ 省略

第八条 無尽会社ハ左ノ場合ニ於テハ内閣総理大臣ノ認可ヲ受クベシ

一・二 省略

三 出張所又ハ代理店ヲ設置セントスルトキ

四 省略

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

第十条 前条の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 省略

二 業務区域

三 省略

2 省略

（変更登録等）

第十三条 第九条の登録を受けた者は、第十条第一項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 省略

○電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）（抄）

（認定）

第四条 特定認証業務を行おうとする者は、主務大臣の認定を受けることができる。

2・3 省略

（認定）

第十五条 外国にある事務所により特定認証業務を行おうとする者は、主務大臣の認定を受けることができる。

2 省略

○放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）（抄）